

る。

東欧諸国では、ここ数年来経済改革の実施に伴い自立性が高まる反面、ソ連を軸とするコメコンの結束にゆるみがうかがわれ、経済協力も円滑に進展していない。とくに通貨金融面については、①域内貿易決済がすべてルーブルと等価の振替ルーブルで行なわれているが、統一価格体系が樹立されておらず、また東欧諸国通貨とルーブルの公定レートが、それぞれ必ずしも実勢を反映していないなどのため、域内諸国間の多角決済を阻害していること、②域内貿易取引で稼得した振替ルーブル残高に交換性がないため、域外貿易の決済に転用できること、などの問題が表面化してきている。このため加盟国会議が再三にわたって開催されているが、2月下旬モスクワで開かれた第45回コメコン執行委員会のコミュニケでも、経済協力強化のため、とくに通貨金融面の改善について検討を続けていることを明らかにしており、共通通貨の問題がいっそう具体化の方向に進んでいることを示唆している。



アジア諸国の

自由貿易地域設置について

近年、低開発国における新しい貿易・開発戦略の一つとして自由貿易地域(free zone)の構想が、アジア諸国で脚光を浴びはじめた。

これは民間外資の導入をてこに工業化の促進と輸出増大をねらいとするものであるが、台湾の高雄における予期以上の成果に刺激され、昨年来、韓国、カンボジア、フィリピン、シンガポール、インドネシア、インドの諸国が競って自由貿易地域を設け、またタイでも具体案を検討しはじめている。

1. 自由貿易地域のねらい

アジア諸国が自国領土の特定地域で経済活動を営む者に対して、税制、為替管理面等の特別優遇措置を講ずるとともにこれを自国内市場から隔離する、いわゆる自由貿易地域の具体的なねらいや構想は、各国の実情に応じてさまざまである。しかしながら、ここ1、2年各國が競ってその設置に乗り出した事由として次の諸点が指摘されよう。

その第1は、民間外資の積極的な導入策の一環として取り上げられたものである。すなわち工業化を目指す低開発国では、先進国の資本、技術に依存する度合いがきわめて大きいことはいうまでもないが、近年、①先進国の公的援助が米国を中心に行き渡り傾向にあるうえ、②既往借款の返済圧力が急速に高まっていること、③ベトナム和平の進展に伴い、東南アジア諸国を潤してきた特需収入が減勢に転じはじめたことから、民間直接投資の導入が一段と要請されている。この反面、国内ではナショナリズムの台頭や地場産業の保護育成を図る見地から、外資の進出に対して規制強化の動きが目だちはじめるなど、相矛盾した現象が表面化してきた。自由貿易地域はこのような行きづまり状態を開拓する方策の一つとして、特定地域を国内市場から隔離し、民間外資の積極的誘致を

ねらったものである。

第2は、輸出産業の育成と外貨獲得の役割があげられる。すなわち、一般に自由貿易地域の第一義務的役割を輸出による外貨獲得に置き、進出企業を輸出加工に限定するケースが多い。なお、これと関連して先進国が低開発国の工業製品・半製品輸入に特恵を付与する、いわゆる「低開発国特恵制度」の本年実施が予定されているおりから、低開発国は本制度をいっそう有利に活用する方策の一つとして、自由貿易地域の役割を重視し、その設置を急ぐに至ったことはいうまでもない。

第3に、自由貿易地域は工業化の促進、輸出の増大を究極のねらいとしているが、その過程において雇用の増大、国内資源の有効利用、さらには技術水準の向上などが期待されている。

一方、先進諸国側でも、①従来から低開発国における低廉な労働力の活用に着目しつつも、貿易・為替制限の強化にいや気していたおりから、これを契機に積極的に進出する構えを示しており、加えて②低開発国特恵問題の進展に対応し、その有利な活用をねらって一種のもぐり輸出の拠点として自由貿易地域の利用を考えている。

こうした先進国および低開発国両者のおもわくと利益が合致したことにより、本措置が急速に脚光を浴びるに至ったものといえよう。

2. 台湾の事例

(1) 高雄第1輸出加工区

同国では年間1億ドルを上回っていた米国援助が1965年以降打ち切られ、自力による工業化の促進に迫られたため、66年12月急きよ高雄第1輸出加工区の設置に踏み切った。同加工区は、面積69ヘクタール(20.8万坪)、機械・電子産業等21業種を対象に120企業、投下資本18百万ドル、雇用数15千名、年間輸出額72百万ドルを目標とし、次の優遇措置を講じた。

- (1) 設備、機械、原材料の輸入税免除
- (2) 地域内の生産物に対する物品税、営業税の免除
- (3) 事業設立後5か年以内における所得税の免除

(4) 本国送金の保証(元本は投資後2年から毎年総投資額の15%以内、利益は申請後許可のあり次第全額が認可される)

(5) 工場および用地の廉価提供

(6) 軍・警察力による地域内の治安保持

同加工区は発足当初申告手続きの煩さや、受入れ事務の非能率などもあってその進展ぶりははかばかしくなかったが、その後ネックも解消されて急速な伸展を遂げ、発足後2年半を経た69年8月現在で、第1表のとおりすでに当初計画を大幅に上回る実績を示している。ちなみに、資本投下額33百万ドルは、過去2年半における同国外資導入額の15%に相当し、また69年中の輸出額62百万ドルは同国輸出総額の6%(工業品輸出では8%)を占めている。

進出企業153社、投下資本33百万ドルのうち、地場資本によるものは34社(全体の22%)、3.7百万ドル(同11%)にすぎず、その大半は外国資本ないし外資と地場資本との合弁によるものである。外資系のうちわが国の進出企業が最も多く、全額出資のものは38社(同25%)、8.5百万ドル(同26%)、また合弁のものは21社(同13%)、3百万ドル(同9%)に達している。また業種別にみると、エレクトロニクス関連産業が30社で、投資額13百万ドル、従業員11.5千人と首位を占め、以下縫製加工、メリヤス製品、金属製品など主として労働集約的産業が中心である。

(第1表)

高雄第1輸出加工区の計画および実績

(カッコ内は計画比・%)

	当初計画	実績(1969年8月末現在)		
		設立許可	うち 生産開始	うち 工場建設中
誘致企業数	120	153 (+ 28)	109	33
資本投下額 (千ドル)	18,000	33,066 (+ 84)	23,410	7,600
年間輸出能力 (千ドル)	72,000*	182,180 (+ 153)	119,870	47,840
従業員数 (人)	15,000	40,291 (+ 169)	31,626	6,711

(注) * …1969年の輸出実績は完全操業に至っていないため62百万ドルにとどまっている。

(2) 高雄第2輸出加工区および台中輸出加工区

同国では、高雄第1輸出加工区の成功にかんがみ、昨年この2加工区の設置を決定、本年発足を目指している。

高雄第2輸出加工区は、旧台湾精糖公司工場跡(115ヘクタール)を加工区に指定、73年6月までに企業数200社、投下資本30百万ドルを導入し、雇用数4万名、年間輸出額120百万ドルと、第1加工区を6割方上回る規模を予定している。なお、本年7月、進出企業の受け付けを開始する予定。

台中輸出加工区は、旧台湾精糖公司の農場跡(23.6ヘクタール)に企業数50社、投下資本7.5百万ドルを誘致する計画で、雇用数10千人、年間輸出額30百万ドルの比較的小規模の加工区を予定、本年1月から進出企業の受け付けを開始している。

3. 東南アジア諸国の措置

韓国では、昨年6月「臨海輸出産業・自由地域造成5ヵ年計画(70~74年)」を決定、3ヵ所の自由貿易地域を設けることとした。現在確定している馬山地区は、70~74年の間に82.5ヘクタールの敷地に30百万ドルに及ぶ資本を導入、企業数150社(エレクトロニクス産業、精密機械等14業種)、従業員数37.5千人、年間輸出額150百万ドル程度(68年の同国総輸出額455百万ドル)の規模の港湾および工業地帯を造成する計画である。また近く発表される他の2地区もほぼこれと同規模のものを予定しているので、これらが稼働した暁には同国総輸出額の2割に及ぶこととなる。なお、優遇措置としては、輸入税・営業税・所得税等の免除、送金保証、用地の廉価提供などをあげている。

インドでは昨年4月、3年ぶりに発足した「第4次経済開発5ヵ年計画」の一環として、ポンベイ北西528キロメートルにあるカンドラ港およびその後背地を含めたカンドラ自由貿易地帯を設けることとし、71年3月完成を目指し、目下進出企業を公募中である。同地域のねらいは、輸出産業の育成、雇用の促進に重点が置かれ、生産物の全額を輸出に向けることを条件としている。現在284

ヘクタールの工場用地を確保、約200社の受入れを目標に30年間の用地借地権供与、輸入割当ての優先認可、輸入申請手数料の割引、輸入関税・消費税の免除などの便宜を図ることとしている。もっとも、近年主要民間企業の接收など外資進出には不安要因も多く、昨年末までの応募は約100社にとどまっているため、政府では諸外国に対して、同地域が中近東、アフリカ市場の窓口として有望な輸出基地としての役割をもっていることをPRするとともに、期限までに進出を決定した企業については、所得税の一部(資本金の6%)を免除する扱いとするなど、誘致に努めている。

カンボジアでは、他国に先がけて60年9月、外国資本の導入を主目的とするシアヌーク・ビル自由貿易地域の建設に踏み切ったが、その後生産、貿易、金融業の国有化を実施するなどの政策転換を図ったため、同構想の実施は一頓挫を余儀なくされていた。しかしながら、最近に至り国内経済の沈滞やベトナム和平の進展などの情勢変化に対処し、再びシアヌーク・ビル自由貿易地域の実施が取り上げられ、昨年末のプノンペンーシアヌーク・ビル間の鉄道開通に続き、目下企業誘致に関する法案作成を急いでいる。同地域の規模は、面積500ヘクタールの地域に工場数20~30社、18百万ドルの資本を導入し、雇用者数10千人程度のものを予定している。

シンガポールは、中継貿易港として発展してきたが、独立以来工業化の推進にも力を入れはじめたため、関税引上げなどの保護措置も漸次強まってきた。そこで現在貿易取引の7割を占めている中継貿易の機能を確保するねらいから、69年9月、シンガポール港(テロ・アヤ地区)およびジュロン波止場を自由貿易港に定めた。同地区の海外に対する商品搬出入は原則として自由であり、その際の関税、所得税等はいっさい免除される。

インドネシアが69年5月、ジャカルタの外港であるタンシオン・プリオークに設置した自由貿易港は、従来貿易の大部分をシンガポール中継貿易に依存してきた傾向を改める見地から設けられた

もので、国内業者には輸入保証金積立て期間短縮に伴う資金・金利面での負担軽減などのメリットがあるものと思われる。

フィリピンが69年6月、バターン半島メリベレスに設置を発表した自由貿易港は、目下法案の具体化が急がれている段階で、後背地に加工区を設ける構想もあるが、現在のところその内容はつまびらかにされていない。

4. 今後の動向と問題点

以上のように、自由貿易地域設置の動きは、昨年来アジア各国でにわかに具体化してきたが、台湾を除いては、いまだ本格的な活動をみていないので、その将来性を判断する段階にはない。しかしながら、その運営面において多くの問題点が予想される。

すなわち、台湾の経験からみて受入れ事務機構が不備であったり、事務処理能力に欠けるため、進出企業の申請、認可が遅延しがちである。高雄第1輸出加工区の場合でも当初はこれが最大のネックで、各国からその改善方が強く要請されたい

(第2表)

アジア諸国自由貿易地域の概要一覧

	名 称	設置年月 (決 定)	計 画 規 模				
			面 積 (ヘクタール、カ) (ッコ内は万坪)	企 业 数 (社)	投 下 资 本 (百万ドル)	雇 用 人 员 (千人)	年 間 輸 出 額 (百万ドル)
台 湾	高雄第1輸出加工区	1966年12月(69 20.8)	120	18	15	72
	高雄第2輸出加工区	1968年12月(115 34.7)	200	30	40	120
	台中輸出加工区	1969年7月(23.6 7.2)	50	7.5	10	30
韓 国 (馬山地 (区のみ)	輸出産業自由地域	1969年6月(82.5 25.0)	150	30	37.5	150
印 度	カンドラ自由貿易地帯	1971年3月(284 85.8)	200			
カンボジア	シアヌーク・ビル自由地帯	1960年9月(500 165)	20~30	18	10	
シンガポール	自由貿易地	1969年9月	シンガポール港(テロ・アヤ地区)、ジュロン波止場に設置。				
印度ネシア	自由貿易港	1969年5月	ジャカルタ港、タンシオン・プリオーカ地区に設置。				
フィリピン	自由貿易地	1969年6月	バターン半島メリベレスに設置、付属加工区を設けるかいなかを検討中。				

きさつがある。

また、進出企業にとって最も魅力である低廉な労働力の供給についても、進出企業の増加につれ、漸次ひっ迫していくことも考慮する必要がある。高雄地区でも企業の引抜き競争により労働者が定着せず、また賃金水準もかなり上昇(67年5月の平均6,300円、69年2月の平均9,660円)するに至っている。

さらに、政府が内陸鉄道、道路港湾など、インフラストラクチャの整備にどの程度力を入れるかによって、その効果は異なってこよう。その他政情不安や治安対策などもその将来性を左右する要因として見のがせない。

いずれにしても、わが国にとってアジア諸国における自由貿易地域は、新たな輸出市場開拓の拠点確保、あるいは低廉な労働力の利用などの観点から大きなメリットがあり、しかもわが国の企業進出は低開発国に対する経済協力の推進に資するであろう。

しかしながら、目下UNCTADで検討中の低開發国特恵制度が実施されれば、自由貿易地域から軽工業品を中心とする廉価な製品が輸出され、わが国製品の国内外市場に影響を及ぼすことにも十分予想されるので、その動向を十分注視していく必要があろう。